

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和元年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会 議 案

目 次

議案番号	件名	ページ
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算	1
2	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	3
3	令和元年度小樽市水道事業会計補正予算	4
4	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	5
5	小樽市税条例等の一部を改正する条例案	6
6	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	12
7	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	13
8	小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案	14
9	小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	15
10	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案	17
11	工事請負契約について	18
12	工事請負契約について	19

令和元年度小樽市一般会計補正予算

令和元年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 142,085 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,460,041 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の削除は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 11,711,522	千円 11,299	千円 11,722,821
	2 国庫補助金	2,022,214	11,299	2,033,513
17 道支出金		3,421,306	8,673	3,429,979
	2 道補助金	397,859	5,832	403,691
	3 道委託金	261,109	2,841	263,950
19 寄附金		102	4,140	4,242
	1 寄附金	102	4,140	4,242
20 繰入金		1,853,382	△ 5,168	1,848,214
	2 基金繰入金	1,779,709	△ 5,168	1,774,541
22 諸収入		2,742,752	14,241	2,756,993
	4 雑収入	340,561	14,241	354,802
23 市債		3,962,600	108,900	4,071,500
	1 市債	3,962,600	108,900	4,071,500
歳 入 合 計		57,317,956	142,085	57,460,041

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		1,732,431	18,732	1,751,163
	1 総 務 管 理 費	1,348,560	18,732	1,367,292
3 民 生 費		25,110,521	18,321	25,128,842
	1 社 会 福 祉 費	11,870,749	3,434	11,874,183
	2 児 童 福 祉 費	4,744,785	9,332	4,754,117
	3 生 活 保 護 費	8,348,147	5,555	8,353,702
4 衛 生 費		4,672,034	3,800	4,675,834
	1 保 健 衛 生 費	2,023,747	3,800	2,027,547
7 商 工 費		2,470,840	2,432	2,473,272
	1 商 工 費	2,470,840	2,432	2,473,272
9 消 防 費		401,183	1,300	402,483
	1 消 防 費	401,183	1,300	402,483
10 教 育 費		2,890,414	97,500	2,987,914
	1 教 育 総 務 費	164,567	1,000	165,567
	2 小 学 校 費	1,258,548	9,500	1,268,048
	3 中 学 校 費	413,814	87,000	500,814
歳 出 合 計		57,317,956	142,085	57,460,041

第2表 債務負担行為補正

(削除)

事 項	期 間	限 度 額
非常時停電対策関係経費 (指定避難所) (発電機・投光器)	令和2年度から 令和5年度まで	千円 7,140

第3表 市債補正

(変更)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
民間保育施設等 整備支援事業費	3,400	16,100
夜間急病センター 施設整備事業費	12,000	15,800
消防施設整備事業費	75,600	76,500
義務教育施設整備事業費	571,700	663,200

令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,540 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,639,845 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 6 月 13 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 3,758,074	千円 770	千円 3,758,844
	2 国庫補助金	1,296,026	770	1,296,796
6 繰入金		2,263,273	770	2,264,043
	1 一般会計繰入金	2,263,273	770	2,264,043
歳 入 合 計		14,638,305	1,540	14,639,845

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 306,024	千円 1,540	千円 307,564
	1 総務管理費	163,660	1,540	165,200
歳 出 合 計		14,638,305	1,540	14,639,845

令和元年度小樽市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和元年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和元年度小樽市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業の概要

ロ 改良事業

事業費 583,860千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

第 1 款 水道事業費用	2,667,475千円	△1,545千円	2,665,930千円
--------------	-------------	----------	-------------

第 2 項 営業外費用	278,504千円	△1,545千円	276,959千円
-------------	-----------	----------	-----------

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,429千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額96,974千円」に、「減債積立金410,923千円」を「減債積立金451,214千円」に、「過年度分損益勘定留保資金881,034千円」を「過年度分損益勘定留保資金839,198千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

第 1 款 資本的収入	1,109,376千円	17,000千円	1,126,376千円
-------------	-------------	----------	-------------

第 1 項 企業債	1,029,400千円	17,000千円	1,046,400千円
-----------	-------------	----------	-------------

支

出

第1款 資本的支出 2,496,762千円 17,000千円 2,513,762千円

第1項 建設改良費 1,189,235千円 17,000千円 1,206,235千円

第5条 予算第5条の表中

「

起債の目的	限度額
	千円
上水道事業費	1,029,400

を
」

「

起債の目的	限度額
	千円
上水道事業費	1,046,400

に
」

改める。

令和元年6月13日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例

小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 2 6 号）
の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例

による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定するためであります。

小樽市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例等の一部を改正する条例

(小樽市税条例の一部改正)

第 1 条 小樽市税条例（昭和 2 5 年小樽市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 1 9 0 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 3 1 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち法施行規則で定めるものについては、法施行規則で定める記載によることができる。

第 2 4 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 2 4 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 2 0 3 条の 5 第 1 項」を「第 2 0 3 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年

金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第24条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第26条第1項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「によって」を「により」に、「納税管理人ついて」を「納税管理人について」に、「においては」を「には」に改める。

附則第33条の2に次の3項を加える。

2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第33条の3の規定により読み替えられた第62条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知っ

た場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第33条の2を附則第33条の2の2とし、附則第33条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第33条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第33条の5第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第62条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第33条の2の2の次に次の2条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例）

第33条の2の3 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第62条の3の規定に

かかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車とする。

2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

第33条の2の4 市長は、当分の間、第62条の9の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。
附則第33条の5に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第62条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第34条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

とする。

第 2 号ア(イ)	3, 900 円	1, 000 円
第 2 号ア(ウ) a	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
第 2 号ア(ウ) b	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 64 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3, 900 円	2, 000 円
第 2 号ア(ウ) a	6, 900 円	3, 500 円
	10, 800 円	5, 400 円
第 2 号ア(ウ) b	3, 800 円	1, 900 円
	5, 000 円	2, 500 円

- 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 64 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和

2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ハ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ハ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第35条(見出しを含む。)中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条 小樽市税条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第34条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第35条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 小樽市税条例等の一部を改正する条例(平成28年小樽市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中附則第33条の次に4条を加える改正規定(附則第33条の5第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加える。

第1条の2のうち附則第34条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第4条 小樽市税条例等の一部を改正する条例(平成30年小樽市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち第31条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第8項に係る部分に限る。)中「及び次項」を「、次項及び第11項」に改め、「次項」の次に「及び第10項」を加え、「その他法施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

11 第8項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで申告書を提出

することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第8項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した法施行規則で定める書類を、申告書の提出期限の前日までに、又は申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1 2 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法施行規則で定める事項を記載した申請書に法施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

1 3 第11項の規定の適用を受けている内国法人は、第8項の申告につき第11項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 4 第11項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第11項前段の期間内に行う第8項の申告については、第11項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 5 第11項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第13項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第8

1条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第11項後段の期間内に行う第8項の申告については、第11項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第6号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第10項」を「第15項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条及び第4条の規定 公布の日
- (2) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第4条の規定
令和元年10月1日
- (3) 第1条中第23条第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第24条の2、第24条の3及び第26条第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日
- (4) 第2条中第10条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の小樽市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書

を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第24条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき小樽市税条例第23条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の小樽市税条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の小樽市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年

度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の小樽市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の単身児童扶養者の新設、法人市民税の電子申告義務の例外規定の追加、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収に係る特例措置等の新設等を行うとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年小樽市条例第 3 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「よりがたい」を「より難しい」に改める。

第 1 5 条第 2 項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 1 6 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 1 6 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「借入申込者」という。）は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を、延滞の場合を除き、年 1 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

4 第 1 項の保証人は、原則として、市内に居住する者とする。

5 既に災害援護資金の貸付けを受けている者（以下この項において「借受人」という。）又は借入申込者は、原則として、他の借受人又は借入申込者の保証人となることができないものとする。

第17条中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第18条を削る。

第19条の見出しを「（償還免除等）」に改め、同条中「、保証人の債務」を削り、「第12条」を「第11条」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付けに係る保証人、利率及び償還方法の見直しを行うとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 3 0 年厚生労働省令第 4 6 号」を「平成 3 1 年厚生労働省令第 5 0 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事だけではなく政令指定都市の長も実施できることとなったため、基準省令のとおり適用するためであります。

小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例

小樽市屋外広告物条例（平成 2 4 年小樽市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（点検の義務）

第 1 7 条の 2 行為者等は、広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 行為者等は、前項の規定による点検のうち規則で定めるものを行うときは、法第 1 0 条第 2 項第 3 号イの試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものに行わせなければならない。

3 出願者は、第 1 0 条第 2 項に規定する許可の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより、併せて第 1 項の規定による点検の結果を市長に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条の次に1条を加える改正規定（第17条の2第2項に係る部分に限る。）及び次項の規定 令和元年10月1日

(2) 第17条の次に1条を加える改正規定（第17条の2第3項に係る部分に限る。）及び附則第3項の規定 令和2年1月1日

（経過措置）

2 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第2項に規定する屋外広告業に従事する者であって、北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第22条第1項第1号の講習会の課程を修了したものは、前項第1号に掲げる改正規定の施行の日から令和4年3月31日までの間、第17条の2第2項に規定する屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として規則で定めるものとみなす。

3 改正後の第17条の2第3項の規定は、附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日以後にされる第10条第2項に規定する許可の申請について適用する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、屋外広告物の定期的な点検を専門的な知識を有する者に行わせるとともに、当該点検結果の報告を義務付ける等の措置を講ずることにより、屋外広告物による公衆に対する危害の防止を図るためであります。

小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例
案

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例
(小樽市建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 小樽市建築基準法施行条例（昭和 4 3 年小樽市条例第 1 6 号）の一部
を次のように改正する。

第 6 0 条の 9 第 1 項中「、法第 6 1 条又は法第 6 2 条第 1 項」を「又は法
第 6 1 条」に改める。

(小樽市手数料条例の一部改正)

第 2 条 小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 8 3 号中「第 8 7 条の 2」を「第 8 7 条の 4」に改め、同表第 8 9
号を次のように改める。

(89) 建築基準法第 4 8 条第 1 項ただし書、第 2 項た だし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項た だし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項た だし書、第 9 項ただし書、第 1 0 項ただし書、第 1 1 項	用途地域における建築 等許可申請手数料	ア 建築基準法第 4 8 条 第 1 6 項第 1 号に該当 する場合 110,000円 イ 建築基準法第 4 8 条 第 1 6 項第 2 号に該当 する場合 190,000円 ウ ア及びイ以外の場合 230,000円
--	------------------------	---

ただし書、第 1 2 項ただし書又は第 1 3 項ただし書（同法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

別表第 9 1 号の 2 中「第 5 3 条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、同表第 9 2 号中「第 5 3 条第 5 項第 3 号」を「第 5 3 条第 6 項第 3 号」に改め、同表第 1 1 3 号の 2 中「建築基準法施行令」の次に「（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）」を加え、同表第 1 1 3 号の 3 中「第 8 6 条の 8 第 1 項」の次に「又は第 8 7 条の 2 第 1 項」を加え、同表第 1 1 3 号の 4 中「規定」の次に「（同法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の次に次の 2 号を加える。

㊦の 5	建築基準法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査	興行場等使用許可申請手数料	130,000円
㊦の 6	建築基準法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査	特別興行場等使用許可申請手数料	170,000円

別表第 1 1 4 号及び第 1 1 5 号中「第 8 7 条の 2」を「第 8 7 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に請求のあった事務について適用する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴い、新たに設定された建築物の特例許可及び認定申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例

小樽市水道事業給水条例（昭和 4 5 年小樽市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 3 9 条第 1 項中「手数料を」の次に「、法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の更新を受けようとする者は、当該更新 1 件につき 8, 0 0 0 円の手数料を」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度の指定の更新に係る手数料を定めるとともに、所要の改正を行うためであります。

工事請負契約について

多目的荷役機械延命化対策工事の請負契約を次のように締結する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 多目的荷役機械延命化対策工事
- 2 契 約 金 額 3 億 3, 9 9 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 苫小牧市新開町 4 丁目 3 番 1 4 号
栗林機工株式会社苫小牧支店

工事請負契約について

幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負契約を次のように締結する。

令和元年 6 月 1 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事
- 2 契 約 金 額 3 億 9 , 0 5 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号
近藤・小杉共同企業体
代表者
近藤工業株式会社

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例

小樽市火災予防条例（昭和 4 8 年小樽市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項中「日本工業規格（工業標準化法）」を「日本産業規格（産業標準化法）」に、「第 1 7 条第 1 項に規定する日本工業規格」を「第 2 0 条第 1 項の日本産業規格」に改める。

第 2 2 条第 1 項第 5 号ただし書中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 3 3 条の 5 第 1 号中「作動時間が 6 0 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 3 3 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定を追加するとともに、所要の改正を行うためであります。

令和元年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 4 号

小樽市監査委員の選任について

次の者を本市監査委員に選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

林 下 孤 芳

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から37年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。